

令和4年度（第47回）ふるさと宮まつりにおける
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、令和4年度（第47回）ふるさと宮まつりを開催するにあたり、参加いただく皆様に遵守いただきたい行動指針を示しております。
令和4年度（第47回）ふるさと宮まつりを安全・安心に開催するためには、全ての方々のご理解が不可欠となります。何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

令和4年6月

ふるさと宮まつり開催委員会

目次

1	はじめに	1
2	本ガイドラインの目的	1
3	本ガイドラインの適用範囲	1
4	共通項目	1
5	催事参加者・関係者において遵守すべき事項	3
6	飲食提供者において遵守すべき事項	4
7	運営スタッフ（ボランティア含）において遵守すべき事項	4
8	観客において遵守すべき事項	5
9	飲食エリアにおいて遵守すべき事項	5
10	体調不良者発生時の対応	5
11	開催の判断基準	6
	参考	6

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、地域・年代・属性等によって様々です。その時々地域や社会の状況を見極めて行動する必要があるため、また変異株の拡大にはより注意が必要となります。

本ガイドラインは、政府が発表している「基本的対処方針」や「催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」などの事務連絡、栃木県や宇都宮市の方針や指標等を踏まえて策定したものです。

「ふるさと宮まつり（以下「宮まつり」という。）」に参加するすべての人（催事参加者・関係者、飲食提供者、運営スタッフ、観客等）は、宮まつりを安全・安心に開催するため、このガイドラインを遵守しなければなりません。

2 本ガイドラインの目的

新型コロナウイルス感染症への感染及び感染拡大を最大限防ぎながら、宮まつりを開催します。その際、感染リスクを下げるために遵守すべき基準及び感染が生じた場合の適切な処置について示します。

3 本ガイドラインの適用範囲

- ・ 催事参加者、関係者
- ・ 飲食提供者
- ・ 宮まつり運営スタッフ（ボランティア含）
- ・ 観客

4 共通項目

(1) 感染症対策

ア 手指消毒の徹底

開催エリア内では、随所にアルコール消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。

イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行う。

※ 開催委員会から事前に許可を得ており、他者との身体的距離を2m以上確保できる催事・演目は除く。

ウ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（テーブル、椅子、水洗トイレのドアなどウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

エ 飲食の制限

飲食エリア以外（路上や観覧エリア含む）での飲酒、食事（食べ歩き）の自粛を要請する。ただし、熱中症対策のための給水は可とする。

<飲食エリア>

- ・ オリオンスクエア

- ・ ふれあい広場及び釜川沿いのバーカウンター（御橋周辺）
- ・ まちかど広場（中央生涯学習センター前）

オ 観覧エリアの設置

通行人と観客は明確に分け、カラーコーンやトラバー、ロープなどで両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

(2) 参加・来場の対応

＜参加・来場できない場合の事前周知＞

宮まつり開催日の1週間前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場できないことを事前に周知する。

ア 体調不良者

体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（37.5℃以上）
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる次の症状がある者
 - ・ のどの痛み、咳、痰、鼻水、鼻詰まりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、倦怠感
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚、嗅覚異常

イ 濃厚接触者等

濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査において、新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者。
 なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者。
- ③ 宮まつり開催日の1週間前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者。
- ④ 宮まつり開催日の1週間前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者。
 または、当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある者。

(3) その他

スマートフォン利用者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）



5 催事参加者・関係者において遵守すべき事項

(1) 全催事共通事項

- ・ 演舞中は、他者との身体的距離を次のとおり確保する。
 - マスク着用の場合は、1 m以上の身体的距離を確保する。
 - マスク非着用の場合は、2 m以上の距離を確保する。
 - 掛け声を伴う団体は、2 m以上の距離を確保したうえで、マウスシールドを着用する。
- ・ 演舞前、演舞後はマスクを着用する。
- ・ 会場内（大通り・オリオン通り・バンバひろば・バンバ通り・オリオンスクエア）の随所に設置してあるアルコールで、こまめに手指消毒を行う。
- ・ 会場内では、飲酒・食事は原則禁止とし、食事は事前に自宅等で済ませる。
- ・ 水分補給については、個々で飲物を準備し、他者と共有しない。
- ・ 衣装や小道具等は他者と共有しない。
- ・ ふるさと宮まつりに関する打ち上げ等は自粛する。
- ・ 催事参加者は、「ガイドラインに対する同意書」に氏名、年齢、住所、連絡先、参加日1週間前からの体温及び当日の健康状態を記入し開催当日に団体責任者に提出する。

また、団体責任者は同意書を集計し、開催委員会に提出する。

(2) 催事別事項

ア みこし

- ・ 担ぎ手はマスクを着用し、1 m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 先導者以外、声出しは原則行わない。
- ・ 1団体あたりの参加人数は15名を上限とする。

イ おはやし

- ・ 演舞中は2 m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 車輛走行中の演奏は行わず、定置演奏のみとする。
- ・ 屋台内での演奏は、楽器の種類を問わず1名とする。

ウ 郷土芸能

- ・ 被り物等をする場合は、1 m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 楽器を演奏する場合は、2 m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 1団体あたりの参加人数は30名を上限とする。
- ・ 花配りは行わない。

エ パレード

- ・ 演舞中は2 m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 大通りでは、横並び3列までの隊列とする。
- ・ ドリルポイントでの演舞は行わない。

- ・ オリオンスクエアでは、1団体あたりの参加人数は30名を上限とする。

オ おどり

- ・ 演舞中は2m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 大通りでは、横並び3列までの隊列とする。
- ・ 1団体あたりの参加人数は100名を上限とする。

カ 和太鼓

- ・ 演舞中は2m以上の身体的距離を確保したうえで、マウスシールドを着用する。

キ 宮っ子よさこい

- ・ 演舞中はマスク着用の場合は、1m以上の身体的距離を確保し、大通りでは、横並び4列までの隊列とする。
- ・ マスク非着用の場合は、2m以上の身体的距離を確保し、大通りでは、横並び3列までの隊列とする。
- ・ 掛け声を伴う団体は、2m以上の身体的距離を確保したうえで、マウスシールドを着用し、大通りでは、横並び3列までの隊列とする。

ク 宮っ子パレード

- ・ 演舞中は2m以上の身体的距離を確保する。

ケ 宮の梵天

- ・ 演舞中は1m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 先導者は2m以上の身体的距離を確保する。

コ ダンス

- ・ 演舞中は2m以上の身体的距離を確保する。

サ 木遣り

- ・ 演舞中はマスクを着用し、1m以上の身体的距離を確保する。
- ・ 歌い手は2m以上の身体的距離を確保したうえで、マウスシールドを着用する。

6 飲食提供者において遵守すべき事項

- ・ 会場内は、原則としてマスクを着用する。
- ・ 「とちまる安心認証」を取得している飲食店や露店は、認証ステッカーを人目につきやすい場所に掲示する。
- ・ ふるさと宮まつり開催委員会が作成する「新型コロナウイルス感染防止対策のお願い」のチラシを人目につきやすい場所に掲示し、周知に協力する。

7 運営スタッフ（ボランティア含）において遵守すべき事項

- ・ 会場内は、原則としてマスクを着用する。
- ・ 「ガイドラインに対する同意書」に氏名、年齢、住所、連絡先、体温及び健康状態を記入し、開催委員会に提出する。

8 観客において遵守すべき事項

- ・ 会場内は、原則としてマスクを着用する。
- ・ 飲食エリア以外（路上や観覧エリア含む）での飲酒、食事（食べ歩き）の自粛要請に協力する。
ただし、熱中症対策のための給水は可とする。
- ・ 観覧エリアでは、接触感染防止のため、人と人が触れ合わない間隔を保つよう協力する。
- ・ 飛沫感染防止のため、大声を出しての観覧、指笛などは控える。
- ・ ふるさと宮まつり開催委員会から「ガイドラインに対する同意書」記入、提出の要請があった場合は協力する。

9 飲食エリアにおいて遵守すべき事項

- ・ 入口に設置してあるアルコールで、手指消毒を行う。
- ・ 飲食エリアの混雑回避のため、可能な限り滞在時間を短縮し、食事が終わったら速やかに移動する。
- ・ 食事中的会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ・ 箸や紙コップ、ペットボトルなどは、他者と共有しない。

10 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、「4 共通項目 (2) 参加・来場の対応 ア 体調不良者」に該当する者をいう。

(2) 来場後に体調不良者が発生した場合

他者への感染拡大を防ぐため、体調不良者は救護所とは別に「バンバひろば」と「オリオンスクエア」の2か所に設置し、他の傷病者と区分するスペースにおいて、専任の看護師の指示に従い適切に処置する。

(3) 対応記録

ア 対応記録

来場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、対応経過等を記録する。

イ 個人情報の保護

対応記録における個人情報の管理には十分留意し、保管の必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(4) 帰宅等にあたっての交通手段および負担費用

- ・ 帰宅、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(5) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、開催委員会に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により医療機関への入院、宿泊療養施設への入所または、自宅療養等をする。

<連絡先>

宮まつり期間中 028-643-8777

上記以外 028-633-8766

イ 開催委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業などを行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等をHPなどで周知する。

1.1 開催の可否判断

- ・ 開催期間（8月6日、7日）において、栃木県が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態宣言」の対象地域となった場合には、ふるさと宮まつり開催委員会で協議の上、開催の可否を決定する。

<参考>

- ・ 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について
(内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)
- ・ いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン
(いちご一会とちぎ国体・とちぎ国体実行委員会)
- ・ 青森県祭り・観光イベント新型コロナウイルス感染症対策事例集
(青森県観光国際戦略局観光企画課)
- ・ 太鼓演奏における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン (公益財団法人日本太鼓財団)
- ・ 合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン
(一般社団法人全日本合唱連盟)
- ・ 吹奏楽の活動予備講演会等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
(一般社団法人全日本吹奏楽連盟)
- ・ 劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版
(公益社団法人全国公立文化施設協会)
- ・ 祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン (公益社団法人日本青年会議所)
- ・ 保育現場のための新型コロナウイルス感染症地対応ガイドブック
(一般社団法人全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会)